

# 来日外国人の不法滞在・不法就労防止に協力を!

～外国人問題に関する正しい理解と啓発についてのお願い～

## ● 不法滞在外国人による犯罪が多発しています。

不法滞在者の存在は、来日外国人による犯罪の温床となっています。  
来日外国人による犯罪の多くが、不法に日本国内に滞在している外国人によるものです。

## ● 不法滞在外国人の多くが不法就労者です。

不法滞在者のほとんどは、日本で働くため在留期間が過ぎたまま滞在しています。

不法滞在している外国人を雇用しないことが、不法滞在の防止につながり、さらに犯罪被害防止になるのです。

## ● 来日外国人が日本で働くためには特別な在留資格が必要です。

単なる「短期滞在」の在留資格では、日本で働くことができません。

## ● 不法就労外国人を雇った事業主も処罰されます。

働く資格がない外国人を雇った事業主やその仕事を斡旋した人は法律により処罰されます。

来日外国人の雇用に当っては、パスポートをよく確認し、「在留期間」が切れていないか、働くことの出来る「在留資格」があるかを確認してください。

☆ 「不法滞在」や「不法就労」に関する情報をお持ちの方は、宮古警察署又は最寄の交番・駐在所までご連絡ください。

**宮古警察署**

**電話 0193-64-0110**

